



長野県報

9月10日(月)
平成30年
(2018年)
第3007号

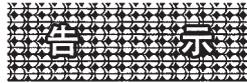
目次

告示

社会福祉士及び介護福祉士法に基づく喀痰吸引等業務を行う者の登録(地域福祉課)	1
都市計画事業の事業計画の変更認可(生活排水課)	1
保安林の指定の通知の掲示(2件)(森林づくり推進課)	2
道路の区域変更及び関係図面の縦覧(3件)(道路管理課)	2
道路の供用開始及び関係図面の縦覧(3件)(道路管理課)	3

公告

県営土地改良事業の工事の完了(農地整備課)	3
砂利採取業務主任者試験の実施(河川課)	4
土地改良区役員の就退任の届出(農地整備課)	4
開発行為に関する工事の完了(都市・まちづくり課)	5



告示

長野県告示第513号

社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)第48条の3の喀痰吸引等業務を行う者の登録を次のとおり行いました。

平成30年9月10日

長野県知事 阿部 守一

(登録喀痰吸引等事業者 介護老人福祉施設)

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	登録した年月日
社会福祉法人川中嶋福祉会	特別養護老人ホームサンピラかわなかじま	長野県長野市川中嶋町今里610番地	平成30年9月16日

(登録喀痰吸引等事業者 短期入所生活介護)

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	登録した年月日
社会福祉法人川中嶋福祉会	ショートステイサービスセンターサンピラかわなかじま	長野県長野市川中嶋町今里610番地	平成30年9月16日

地域福祉課

長野県告示第514号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可しましたので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示します。

平成30年9月10日

長野県知事 阿部 守一

野沢温泉村

- 2 都市計画事業の種類及び名称
野沢温泉都市計画下水道事業 野沢温泉村公共下水道
- 3 事業施行期間
昭和33年11月10日から
平成37年3月31日まで
- 4 事業地
(1) 収用の部分

1 施行者の名称

変更なし

(2) 使用の部分

変更なし

生活排水課

長野県告示第515号

森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、次の森林に係る保安林の指定について、当該森林の所在地の属する市町村の事務所の掲示場に、その通知の内容を掲示しました。

平成30年9月10日

長野県知事 阿部 守一

保安林指定通知の内容（要旨）

- 1 水源の涵養のため保安林に指定されたこと。
- 2 保安林の指定後における当該保安林に係る立木の伐採の方法及び限度については、平成30年6月28日付け農林水産省告示第1465号（保安林の指定をする件）のとおりであること。

保安林の所在場所	所在の不明な森林所有者氏名
上伊那郡中川村四徳1145-1	吉岡 保尾

森林づくり推進課

長野県告示第516号

森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、次の森林に係る保安林の指定について、当該森林の所在地の属する市町村の事務所の掲示場に、その通知の内容を掲示しました。

平成30年9月10日

長野県知事 阿部 守一

保安林指定通知の内容（要旨）

- 1 水源の涵養のため保安林に指定されたこと。
- 2 保安林の指定後における当該保安林に係る立木の伐採の方法及び限度については、平成30年7月5日付け農林水産省告示第1541号（保安林の指定をする件）のとおりであること。

保安林の所在場所	所在の不明な森林所有者氏名
長野市鬼無里字清水2128-ホの48	和田 武夫

森林づくり推進課

長野県諏訪建設事務所告示第3号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成30年9月24日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県諏訪建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成30年9月10日

長野県諏訪建設事務所長 丸山 義廣

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 152号
- 3 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
茅野市宮川字安国寺3372番の13地先から茅野市宮川字安国寺3372番の13地先まで	旧	13.0~48.0 m	0.3030 km
同 上	新	19.0~50.0	0.2950

道路管理課

長野県松本建設事務所告示第7号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成30年9月24日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県松本建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成30年9月10日

長野県松本建設事務所長 藤池 弘

- 1 (1) 道路の種類 県道
- (2) 路線名 下生野明科線
- (3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
東筑摩郡生坂村小立野2717番地先から東筑摩郡生坂村小立野2716番の1地先まで	旧	3.5~6.0 m	0.0821 km
同 上	新	5.1~6.7	0.0809

- 2 (1) 道路の種類 県道
- (2) 路線名 矢室明科線
- (3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
松本市五常法音寺6385番地先から松本市五常中木戸6976番の3地先まで	旧	6.8~9.7 m	0.8629 km
同 上	新	6.8~9.7	0.8629
		3.0~9.7	0.8815

道路管理課

長野県須坂建設事務所告示第5号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成30年9月24日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県須坂建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成30年9月10日

長野県須坂建設事務所長 勝野由 拓

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 403号
- 3 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
上高井郡小布施町大字小布施字中町東側757番地先から 上高井郡小布施町大字小布施字上町東側826番地先まで	旧	7.8~13.6 m	0.3500 km
同 上	新	12.0~33.0	0.3500

道路管理課

長野県佐久建設事務所告示第12号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成30年9月24日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県佐久建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成30年9月10日

長野県佐久建設事務所長 市岡 進

- 1 路線名 借宿小諸線
- 2 供用を開始する区間
小諸市大字御影新田字舟窪1676番の1地先から
小諸市大字御影新田字向原1629番の4地先まで
- 3 供用を開始する期日 平成30年9月10日

道路管理課

長野県諏訪建設事務所告示第4号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成30年9月24日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県諏訪建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成30年9月10日

農地整備課

長野県諏訪建設事務所長 丸山 義 廣

- 1 路線名 152号
- 2 供用を開始する区間
茅野市宮川字安国寺3372番の13地先から
茅野市宮川字安国寺3372番の13地先まで
- 3 供用を開始する期日 平成30年9月10日

道路管理課

長野県松本建設事務所告示第8号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成30年9月24日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県松本建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成30年9月10日

長野県松本建設事務所長 藤池 弘

- 1 (1) 路線名 下生野明科線
- (2) 供用を開始する区間
東筑摩郡生坂村小立野2717番地先から
東筑摩郡生坂村小立野2716番の1地先まで
- (3) 供用を開始する期日 平成30年9月10日
- 2 (1) 路線名 矢室明科線
- (2) 供用を開始する区間
松本市五常法音寺6358番地先から
松本市五常中木戸6976番の1地先まで
- (3) 供用を開始する期日 平成30年9月10日

道路管理課



公告

県営滝之湯堰地区土地改良事業の工事は、次のとおり完了しました。

平成30年9月10日

長野県知事 阿部 守 一

- 1 土地改良事業の名称
県営かんがい排水事業
- 2 工事の着手年月日
平成24年10月5日
- 3 工事の完了年月日
平成30年8月28日